

## 令和3年度 本庄市情報公開・個人情報保護審議会 (書面開催) 説明資料

### 1. 審議会資料について

令和3年度 本庄市情報公開・個人情報保護審議会(書面開催)の資料を、配付資料一覧のとおり同封させていただきましたので、内容をご確認ください。

本来参集いただいたの審議会上で事務局から口頭にて説明するものを、この説明資料にて説明いたしますので、配付された資料と併せてご確認ください。

### 2. 審議会の開催及び公開について

本庄市情報公開・個人情報保護審議会条例では、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないとされております。今回は、埼玉県を対象に含めた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されたことを鑑み、書面により審議を行うこととしたことから、書面表決書の提出をもって、審議会への出席とみなします。

また、審議会の行う調査審議の手続は、出席委員の過半数で非公開を議決したときを除き、公開することとなっております。今回の議事につきましては特に非公開にすべき事項は無いことを予め報告いたします。

つきましては、審議会の公開についてのご回答とともに、以下の報告内容についてご確認いただき、ご意見等を書面表決書にご記入のうえ、8月24日(火)(必着)までにご提出くださいますようお願いいたします。

### 3. 令和2年度本庄市情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

資料1「令和2年度 情報公開制度の実施状況・個人情報保護制度の実施状況」によりましてご報告させていただきます。

始めに情報公開制度の実施状況でございます。資料1の1ページ上段をご確認ください。

#### 資料1 1ページ～

#### 令和2年度 情報公開制度の実施状況

本庄市の情報公開条例では、市が保有する情報が市民の共有財産であるとの考えから、市民等に知る権利を保障し、市が保有する公文書の公開及び提供に関し必要な事項を定め、また市政に関する情報を市民に積極的に提供する責務を明らかにすることにより、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な執行と市政に対する市民の信頼の確保を図り、もって地方自治の本旨に基づく開かれた

民主的な市政の実現を図ることを目的としています。

令和2年度中、市長をはじめすべての実施機関に対して行われた情報公開請求は合計68件の請求がありました。公開請求に対する決定内容等としては、全部公開が49件、部分公開が16件、非公開が0件、不存在が4件、存否応答拒否が1件、取下げが2件、合計72件となっています。

なお、1件の請求で複数の公文書を対象とした決定が行われたものがあるため、決定内容等の件数が請求受付件数よりも多くなっています。

続きまして、受付件数請求欄の右側にある「申出」について説明します。この申出という手続きについては、情報公開請求により、すでに公開決定等された公文書の公開と、合併前の旧本庄市及び旧児玉町から承継された公文書の公開が対象となるものです。これらについては、情報公開請求ではなく申出という形で公開する制度で、令和2年度は3件ありました。

#### 資料1 2ページ～

2ページに移りまして、1番の情報公開内容の種類別件数については、工事設計書に関する文書の公開件数が一番多く、次いでその他となっております。その他の内容としては、事務引継ぎ書や住居表示台帳の写し等があります。

2番の情報公開の部分公開、非公開理由の内訳件数については、個人に関する情報が一番多く、次いで法人等に関する情報となっています。

3番の審査請求の状況ですが、令和2年度に部分公開、非公開、不存在決定に対する審査請求はありませんでした。

次に個人情報保護制度の実施状況でございます。資料1の1ページ下段をご確認ください。

#### 資料1 1ページ～

##### 令和2年度 個人情報保護制度の実施状況

本庄市の個人情報保護条例では、実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示や訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに関する手続きを定めて、個人情報の保護に努め、自分の情報をコントロールする権利を保護することで、個人の権利利益を図り、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

令和2年度中、市長をはじめすべての実施機関に対して行われた個人情報開示請求は合計15件の請求がありました。決定内容等としては、全部開示が0件、部分開示が13件、不開示が0件、不存在が4件、存否応答拒否が0件、取下げが0件、合計17件となっています。

個人情報開示請求についても、1件の請求で複数の公文書を対象とした決定が行われたものがあるため、決定内容等の件数が請求受付件数よりも多くなっています。

なお、個人情報の訂正、削除及び利用・提供の停止に関する請求はありませんでした。

#### **資料1** 3ページ～

3ページに移りまして、4番の個人情報開示内容の種類別件数についてですが、身体障害や精神障害の診断書・意見書の件数が一番多く、次いで各種証明書の交付申請書となっております。

5番の個人情報開示の部分開示、不開示理由の内訳件数でございますが、個人に関する情報が一番多く、次いで法人に関する情報で、この二つで内訳件数を占めております。

6番の審査請求の状況ですが、令和2年度に部分開示決定に対する審査請求はありませんでした。

最後に情報公開・個人情報保護審議会及び行政不服審査会の開催状況でございます。4ページをご確認ください。

#### **資料1** 4ページ～

##### **情報公開・個人情報保護審議会及び行政不服審査会の開催状況**

4ページに移りまして、7番の情報公開・個人情報保護審議会の開催状況ですが、令和2年度中に1回開催しております。内容については、会長及び副会長の選任、審議会の公開について、令和元年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について審議しております。

8番の行政不服審査会の開催状況でございますが、「番号法に基づく再委託禁止についての情報公開請求」に対する部分公開の処分について、計3回開催されております。

#### **資料2**

##### **資料2の内容について**

資料2は、令和2年度に行いました情報公開制度の公開済みの公文書一覧となっております。こちらの件数については、資料1の1ページ上段の決定内容等内「全部公開」「部分公開」の合算した件数と同じとなります。事前送付しました資料の内容とは変更点がございますので、差し替えていただくようお願いいたします。変更点については、以下のとおりです。

事前送付いたしました資料2は、資料1の1ページにある決定内容等の内訳をご確認いただくため、不存在や存否応答拒否、取下げなど公開された公文書以外の内容も含めておりました。今後、資料2の作成については、本庄市情報公開条例第25条に基づき、公開された請求（全部公開及び部分公開）のみの一覧表として作成いたします。